

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例に規定する規則で定める方法により算定される額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第三十号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例に規定する規則で定める方法により算定される額を定める規則の一部を改正する規則
知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例に規定する規則で定める方法により算定される額を定める規則（令和二年秋田県規則第二十
七号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和二年秋田県条例第八号。以下この項及び第四項において「条例」という。）第一号に規定する規則で定める方法により算定される額（第三項において「知事等の基準給与年額」という。）は、次に掲げる額の合計額とする。 一 略 二 知事等の基準日を含む会計年度において支給され、又は支給されるべき期末手当、勤勉手当又は任期付研究員業績手当の額（以下この号において「期末手当等の額」という。）を一会計年度当たりの額に換算して得た額（知事等の任期が十二月に満たない場合には、期末手当等の額を任期当たりの額に換算して得た額） 三 略 2 6 略	1 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和二年秋田県条例第八号。以下この項及び第四項において「条例」という。）第一号に規定する規則で定める方法により算定される額（第三項において「知事等の基準給与年額」という。）は、次に掲げる額の合計額とする。 一 略 二 知事等の基準日を含む会計年度において支給され、又は支給されるべき期末手当、勤勉手当、任期付研究員業績手当又は特定任期付職員業績手当の額（以下この号において「期末手当等の額」という。）を一会計年度当たりの額に換算して得た額（知事等の任期が十二月に満たない場合には、期末手当等の額を任期当たりの額に換算して得た額） 三 略 2 6 略

附 則
この規則は、地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和七年総務省令第十一号）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。